

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年7月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3番	小澤 正明	4番	日比野 真里
----	-------	----	--------

議長 それでは、議案一覧表に基づきまして、第32号議案から第36号議案を上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 では事務局より説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

①譲受人は現在 [REDACTED] ですが健康で従事日数も十分です。また、後継者も農業経営を引き継ぐことを誓約しています。また、農地の下限面積も満たしていますが、農業用機械については、耕運機と軽トラックのみで、田植え機やコンバインは所有していませんでした。

このため、耕作の状況を確認したところ、約400㎡ある畑の耕作と水田の草刈りや水の管理は自分でやっているが、田植えや収穫作業については、第三者に作業を外部委託しているため、作業委託の状況を確認する書類を添付いただいております。

一部作業委託については、「農地法第3条の許可に係る審査基準」において「農作業の一部を外部に委託する場合には、権利取得者等に加え、委託先の農作業に関する技術も勘案する。」とされています。委託先は、[REDACTED] で水稻農家の奥村利光氏で、農機具の所有状況や農業従事日数などから十分な技術を備えていると判断しています。

【議案説明】

議案書3ページをご覧ください。第33号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

譲受人は現在、[REDACTED] で診療所を開設している医師で

す。新型コロナウイルス感染症への対応のため、診療所内のソーシャルディスタンスや患者の車中待機のための駐車スペースを確保するため、全体的に規模の拡大が必要となっており、必要なスペースを確保することができ、県道に接続しているため利用者にとっても利便性の高い申請地に診療所を建築したいと考え今回の申請となりました。

地図資料の第33号議案の1の土地利用計画図をご覧ください。申請地の周囲は、南側と東側は道路、東側の水路は用途廃止手続き後払い下げを受ける予定です。また、西側は調剤薬局に転用予定となっており、北側に田があるため、隣地承諾書を得ています。汚水・雑排水は公共下水道に接続して処理し、雨水については、新川流域であるため、雨水浸透阻害行為許可申請を行っており透水性舗装により浸透させます。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑨番エー（ア）－a－（a）で、水管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2つ以上の医療施設が存する区域にある農地に該当します。許可基準は、右側のエー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

②譲受人は現在、 に本社があり で11店舗、 で18店舗の薬局を運営している法人です。隣接地に診療所の建築が計画されており、併設の調剤薬局として、患者の利便性の向上を図ることができるため、調剤薬局を建築したいと考え今回の申請となりました。

地図資料の第33号議案の2の土地利用計画図をご覧ください。申請地周囲は、南側は道路、東側は診療所に転用予定となっています。また、北側と西側に田があるため、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぎます。

汚水・雑排水は公共下水道に接続して処理し、雨水については、新川流域であるため、雨水浸透阻害行為許可申請を行って

おり透水性舗装により浸透させます。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑨番エー（ア）－a－（a）で、水管、下水道管が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域で、概ね500 m以内に2つ以上の医療施設が存する区域にある農地に該当します。

許可基準は、右側のエー（イ）で、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

③譲受人は、[]に本社をおき社会福祉事業などを行う法人で、障害者の方などが農業活動を通じて社会参画を促す農福連携の取り組みを進めようとしています。この法人の関連会社が[]で農地の耕作をしており、関連会社と連携し地域の農家との交流を進められる場所として申請地を選定し、今回の申請となりました。

申請地の北側は道路となっており、東、西、南側は農地に隣接しているため、隣地より承諾書を得ています。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理をして、北側の側溝へ排出します。雨水は集水桝から道路側溝へ排出します。勾配の関係上、実習菜園の北側に水が溜まりますが、ここからの隣地への水の排出については、隣地所有者より同意書を得ています。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番オー（ア）－bで、エー（ア）b－（a）の住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10 ha未満であるものに該当します。許可基準は右側の34番オー（イ）－bで、表面右側10番のイー（イ）－c－（e）の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

④譲受人は、[]で製造業を営む法人で、申請地

の北側に本社を有しています。譲受人は業績を向上させており、工場の生産ライン拡大が必要となったため、現在本社内の駐車場となっている土地に工場を増築することとなりました。このため、不足した駐車場を確保する必要があり、隣接し利便性の高い申請地を駐車場として取得するため、今回の申請となりました。

申請地は、北と東が道路となっており、南が宅地と雑種地、西が宅地と畑となっており、隣地承諾書を得ています。雨水は申請地内の側溝から南東の集水枡へ集水し、道路側溝へ排出します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑥番オー（ア）－a－（b）で、鉄道駅から半径500m（1km）の円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える区域になる農地に該当します。許可基準は右側の34番オー（イ）－bで、表面右側10番のイー（イ）－c－（e）の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の7ページをご覧ください。第34号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

①申請地は、現地へ行くためには他人の土地を経由する必要がある場所で、たどり着くことが困難な山林の中にあります。現地に大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。7月15日に事務局と城東地区担当の小澤委員、日比野委員、吉原委員、奥村推進委員、小幡推進委員、吉田推進委員で現地付近を確認しました。

現地は山林となっており、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

続いて議案書の10ページをご覧ください。第35号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。11ページからをご覧ください。今月の案件は、13件です。1番から11番が農地中間管理機構、12番と13番が相対での利用権設定となります。1番が犬山地区、2番から9番が城東地区、10番と11番が羽黒地区、12番と13番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の15ページをご覧ください。第36号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。こちらは先ほどの第35号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

16ページが [] 氏

17ページが [] 氏

18ページが [] 氏

19ページが [] 氏 への配分計画案です。

議長

ただいま事務局から第32号議案から、第36号議案までの説明がございました。この説明につきまして質問ご意見はあれでありますでしょうか。よろしいでしょうかね。もしないようでもございましたが、地区審議の方へ移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見もないようでもございますのでここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後2時40分 地区審議

午後2時50分 開議

議長

定刻時間になりましたので始めます。それでは総会を再開させていただきます。

第32号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。

1 番について城東地区お願いいたします。

小澤委員 3 番小澤です。1 番の件について許可に相当とします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表ございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第 3 条 2 号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、第 3 2 号議案につきまして、可と決定をいたします。続きまして、第 3 3 号議案に入りますが、この議案には坂野委員が申請書となっている案件がございます。よって農業委員会法等に関する法律第 3 1 条 1 項により、しばらくの間ご退席をお願いしたいと思います。

【坂野委員退席】

議長 続いて 3 3 号議案、農地法第五条の規定による、許可申請書、意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番と 2 番について、犬山地区をお願いいたします。

高木委員 高木です。この件について、可といたします。

議長 3 番について、城東地区お願いいたします。

小澤委員 3 番について、許可相当とします。

議長 4 番について羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8 番、吉野です。整理番号 4 番につきましては、地区審議の

結果、可であります。

議長

ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第33号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、第33号議案について、可と決定いたしました。坂野委員は席へお戻りください。

【坂野委員着席】

議長

お戻りいただきましたので始めます。続いて第34号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の、証明願の証明について、意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いいたします。

日比野委員

4番、日比野です。7月の15日に城東地区の委員さんと、現地確認しに行ったところ、山林になっていたため、非農地として判断しました。

議長

ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表ございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第34号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、第34号議案につきまして、可と決定しました。続いて、第30号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、意見の決定を求めます。

高木委員 1番について、犬山地区お願いいたします。
高木です。地区審議の結果、可といたします。

議長 2番から9番までについて城東地区お願いいたします。

小澤委員 2番から9番まで、地区審議の結果可とします。

議長 10番から11番について羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号10番から11番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 12番と13番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 12番と13番の審議の結果、可といたします。

議長 ただいま聞きの通り地区審議の結果発表がありました。ここで全員さんにお諮りをいたします。

第35号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、第35号議案について、可と決定いたしました。続いて第36号議案に入りますが、ここでも本議案には、本議案には、寺澤委員が申請者となっている案件がございます。よって農業委員会等に関する法律第37条第1項により、しばらくの間、ご退席をお願いいたします。

【寺澤委員退席】

議長 ご退席いただきましたので第36号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いいたします。

高木委員 2番の高木です。審議の結果と可いたします。

議長 2番から9番について城東地区お願いいたします。

小澤委員 3番、小澤です。整理番号3番から9番及び2番について、可とするのが相当です。

議長 10番と11番については羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。整理番号10番から19番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表ございました。全員さんにお諮りをいたします。

第36号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について、可と決定をいたしました。寺澤議員は席へお戻りください。

【寺澤委員着席】

議長 寺澤委員にご着席いただきましたので、続けて参ります。続いて報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告します。議案書の20ページをご覧ください。報告第12号、農地法第4条1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。

続いて議案書の22ページをご覧ください。報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は5件です。以上報告します。

議長

ただいま事務局から報告をいただきました。この件についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら猛暑をお許しいただけるのは私からちょっとご質問をしたいと思うんですが、報告の第13号の1番でございまして、市街化区域の工場地域か工業、商業地域か何かだよ。これはすでに、この工場、もうこれ建ってる。工場やってるとだよ。工場なんてもう何十年と経ってるんですが、こういったことを後から出された場合はやっぱり、始末書なんか取られるでしょうか。

事務局

今、会長より質問いただきましたことに回答させていただきます。こちらの案件につきましては、■■■■の工業団地の一角のところにある工場になりますが、過去当時、転用の届出をして、工場の方が設置されているんですけど、そのとき地目変更等ですね、かけることなく、現在至っております。農地転用の届出は、受理をして保存期間が5年ということで、保存期間過ぎておりますので、改めて届出をしていただいて、受理の通知を出しております。その関係で、始末書の方は、添付の方は今回ございません。あくまでこれから法務局等で手続きをする関係で、お手続きを改めて農業委員会の方へ届け出があったという案件になります。

また、市街化区域につきましては基本的に届出できる、農地法の規定になっておりますので、始末書については添付を求めておりません。

議長

他にご質問はどうでしょうか。ご質問等はないようでございますので、ここへこれで報告は終了いたします。本日予定しておりました案件はすべてこれで終了をいたしました。これを持ちまして、本日の会議は終わらせていただきます。